

別記第一（第四十条関係）（令二農水令八三・全改）

（表紙）

漁業監督官（漁業監督吏員）の証券	
第 号	年 月 日交付
官 章	生 氏 名
年 月 日	
写 真	

（裏紙）

漁業法（抄）
第百二十八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の施行に關する事務をつかさどらせる。
2 漁業監督官の資格について必要な事項は、政令で定める。
3 漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫その他の場所に入入てその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に對し質問をすることが出来る。
4 漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証書を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。
5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその上の工たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する裁判所の検事長と協議をして指定したものは、漁業に關する罪に關し、刑事訴訟法（昭和二十二年法律第三十号）の規定による司法警察員として職務を行う。
第百九十条 次の各号のいずれがに該当する者は、六十以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。
一 三（略）
四 第百二十八条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に對し虚偽をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
五 七（略）

備考 用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。